

# 長野県高体連テニス専門部大会等運営規定

2000年4月4日制定  
2003年2月15日改正  
2007年2月17日改正  
2008年12月4日改正  
2009年4月21日改正  
2013年12月10日改正  
2014年4月15日改正  
2019年11月3日改正

## 第1章 長野県専門部運営申し合わせ

### 第1条 構成

4地区専門委員長、専門部情報担当委員の5名で構成し、そのうち1名を互選により委員長とする。

### 第2条 職務

- 1 長野県高体連テニス競技に関する職務全般を担当する。
- 2 以下の大会の運営を行う。大会の開催地区は前年の専門委員会で決定する。
  - ①長野県高校総合体育大会（主催：長野県高体連）
  - ②長野県高校新人体育大会兼全国選抜高校テニス大会県大会（主催：長野県高体連）
  - ③長野県高校新人選手権（主催：県テニス協会、後援主管：長野県高体連）
- 3 担当年度には、以下の北信越大会、全国大会の運営を行う。その運営に際しては、4地区すべての専門委員が参加協力をすることを原則とする。
  - ①北信越総合体育大会
  - ②全国選抜高校テニス大会北信越大会
  - ③全国高校総合体育大会

### 第3条 職務分担

5人の専門委員が以下の業務を分担して行う。

- ①総務（全般業務、専門委員長が担当）
- ②会計（通帳を管理し、会議、大会等の旅費・会場費などを手配）
- ③審判（生徒の審判技術の向上）
- ④記録（HP・公式記録作成と大会プログラムの準備等についても担当）
- ⑤報道（報道機関への速報等、情報提供を担当）
- ⑥強化（選手強化等について検討、実行を担当）
- ⑦普及（普及活動について検討、実行を担当）
- ⑧協会担当（テニス協会との窓口）

### 第4条 大会運営分担

- 1 県大会の開催準備には、専門委員長と主管地区委員長が当たる。
- 2 県大会のディレクターには専門委員長が、レフェリーには主管開催地区の委員長が当たり、開催地区で大会運営を行う。
- 3 県大会、地区大会の運営には、必要に応じて予算の範囲で、何人でも地区顧問を競技委員に委嘱することができる。地区専門委員長から委嘱の依頼のあった顧問は、原則として依頼に応じなければならない。
- 4 レフェリーは、オーダーオブプレーの作成をはじめ大会運営の責任者となる。
- 5 北信越、全国大会の開催に際しては、別途役割分担を行う。

## 第2章 組合せ作成規定について

第1条 テニス専門部の主管する大会に対して、以下第3章～8章の組合せ作成規定を適用する。

第2条 組合せ作成規定に抵触しない範囲で、各地区の独自の組合せ規定を設けることは妨げない。ただし、各地区専門部は、その規定についての公開、周知徹底を行うこと。

第3条 組合せ作成規定で対応できない事態が生じた場合、及び専門委員会で規定以上に重視する事態であると判断する場合は、専門委員会の判断が規定に優先する。

### 第3章 総合体育大会4地区大会組合せ作成規定

第1条 団体戦（学校対抗の部）

- 1 第1～第4シードは、県新人戦の結果、各地区新人戦の結果、長野県J rシード基準を参考にして決定する。

第2条 個人戦シングルス

以下の順でシード選手を決定する。

- 1 長野県ジュニアシード基準表（シングルス）【大会要項に定めるポイント対象者】  
\*各校の監督は申し込みの時、上記に該当する選手から、各校ランキングの上位者としなければならない。

第3条 個人戦ダブルス

- 1 第1～第4シードは、新人選手権県ベスト4、新人選手権地区予選ベスト4、長野県J rシード基準を参考にして決定する。  
\*シード位置は、原則として各学校に与えられる。

### 第4章 長野県総合体育大会組合せ作成規定

第1条 ドロー数、シード位置及び対戦

- 1 ドロー数は県高体連の申し合わせに従い、団体戦16（各地区4校）、個人戦シングルス32（各地区8名）、個人戦ダブルス32（各校6組、各地区8組）とする。
- 2 シードの置かれるドロー番号は、全国総体に準ずる。
- 3 シングルスは1回戦、ダブルスは2回戦まで同一地区同士の対戦はない。

第1条 団体戦（学校対抗の部）

- 1 第1～第4シードは、県新人戦の結果、各地区総体の結果、長野県J rシード基準を参考にして決定する。その際、同地区の1位校と2位校は、決勝戦で対戦できる位置に置くことを原則とする。
- 2 シード位置は、以下のように決定する。
  - ① 第1シードから第4シードは、各地区大会で1位になった学校とする。シード位置は、県新人戦の1位～4位の地区順とする。
  - ② 第5シードから第8シードは、各地区大会で2位になった学校で抽選する。ただし、その地区の1位校とは反対ブロックにならなければならない。また、県新人戦において、ベスト4に同一地区の学校が2校ある場合、当該地区の地区総体2位校には、1位校の反対ブロックの最上位シードを与える。
  - ③ 第9シードから第12シードは、各地区大会で3位になった学校で抽選する。ただし、県新人戦において、ベスト4に同一地区の学校が3校ある場合、当該地区の地区総体3位校には、第9シードから第12シードの最上位シードを与える。
  - ④ 第13シードから第16シードは、各地区大会で4位になった学校で抽選する。

第3条 個人戦シングルス

- 1 第1～第4シードは、ランキング順【長野県ジュニアシード基準表（シングルス）に地区総体の順位をポイント化し新たに加えたもの】に与える。
- 2 第5～第6シード、第7～第8シードについても1項と同様であるが、各2名の位置については、原則抽選とするものの地区のバランス等を専門委員会で考慮することもある。

第4条 個人戦ダブルス

- 1 第1～第4シードは、前年の県新人選手権ダブルスの1～4位の地区に与える。

## 第5章 新人体育大会兼全国選抜高校テニス大会4地区予選組合せ作成規定

### 第1条 団体戦

- 1 長野県Jrシード基準表の「ポイント取得選手数」「ポイントや順位の合計」など明示できる客観的な基準をもとに、各地区専門部でシード校を決定する。
- 2 全国総体団体戦出場、かつ1・2年生の有力選手のエントリーが該当地区、県専門委員会で確認され承認された場合は、該当校に対しスーパーシード等を認める事もある。

## 第6章 新人体育大会兼全国選抜高校テニス大会長野県大会組合せ作成規定

### 第1条 団体戦

- 1 4地区予選の各1位校にシードを与える。

## 第7章 新人選手権4地区予選組合せ作成規定

### 第1条 A級シングルス

長野県ジュニアシード基準表（シングルス）によりシード選手を決定するが、該当選手がシード数に満たない場合は、専門委員会で残りのシード選手を選考する。

### 第2条 A級ダブルス

以下の順でシード選手を決定するが、シードは学校に与えられる。ペアの内、最低1名が該当すればシード対象とみなす。対象選手が本大会にエントリーしていない場合は対象外とする。また、該当選手がシード数に満たない場合は、専門委員会で残りのシード選手を選考する。

- ①同年の総体県大会ベスト4
- ②同年の総体地区予選ベスト4

### 第3条 B級シングルス

A級シングルスに準ずる。

## 第8章 県新人選手権大会組合せ作成規定

### 第1条 ドロー数、シード位置及び対戦

- 1 ドロー数はA級シングルス64（エントリーリストの上位32名を越えない範囲で大会ストレートインとし、残りを比例枠としてその年度の春の登録者数に応じて割り当てる）  
A級ダブルス32（同年度県総体ベスト8（3年生も含む）の地区8本を地区強度枠とし、残り24組を比例枠としてその年度の春の登録者数に応じて割り当てる）とする。
- 2 シードの置かれるドロー番号は、同年全国総体のものに準ずる。
- 3 A級は1回戦、B級は2回戦まで同一地区同士の対戦はない。

### 第2条 A級シングルス・B級シングルス

- 1 第1～第4シードは、長野県ジュニアシード基準表（シングルス）を参考に与える。
- 2 第5～第6シード、第7～第8シードについても1項と同様であるが、各2名の位置については、原則抽選とするものの地区のバランス等を専門委員会で考慮することもある。
- 3 該当選手がシード数に満たない場合は、専門委員会で残りのシード選手を選考する。

### 第3条 A級ダブルス

以下の大会結果を参考にシード選手を決定する。シード該当選手が地区大会で下位になった場合は、シード権はその地区の上位の選手に与える。シード該当選手がシード数に満たない場合は、専門委員会で残りのシード選手を選考するが、その場合シード該当選手を出した地区の選手順位は、シード該当選手を除いた順位とみなし、各地区の上位選手から専門委員会の判断により選考を行う。

- ①同年県総体で2名ともベスト4